平成２８年（フ）第９５２号
大阪市港区南市岡３丁目４番７号
債務者　巳波　千栄
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７３号
大阪市東住吉区今川４丁目10番４号
債務者　倉岡亜希子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６３号
大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1406号
債務者　藤野　文子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６４号
大阪市西淀川区出来島１丁目８番21号　ピア西淀川Ｄ棟401号室
債務者　井上　正智
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７０号
高知市潮見台２丁目2307番地
債務者　西本　哲士
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３５号
高知市愛宕町２丁目16番３号　新和荘
債務者　工藤　勝春
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
高知市長浜3800番地　改住６号
債務者　西川　瀧子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７号
北海道岩見沢市１条東16丁目39番地１
債務者　森田　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１１号
福島県会津若松市千石町７番29号、前住所福島県会津若松市城東町７番２号
債務者　大川原　誠
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
茨城県土浦市真鍋１丁目17番10号　シティハイツ田園205
債務者　横山　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字花岡69番地１、前住所茨城県猿島郡五霞町原宿台１丁目1163番地１　コスモハイツ田中Ａ203号
債務者　諏訪　敦志
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８号
茨城県古河市柳橋432―１（居所）、住民票上の住所茨城県結城市新福寺５丁目12番地６アーネスト結城103
債務者　岩下　　晃（旧姓一ツ木）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２１号
茨城県結城市大字小森96番地７
債務者　赤荻　　洋
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４６号
静岡県富士市蓼原1051番地の１
債務者　加藤たかこ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２号
和歌山県日高郡美浜町大字和田902番地の８
債務者　小池　み江
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第５０号
香川県さぬき市津田町津田386番地23
債務者　宮口　剣士
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３７号
福岡市東区名子３丁目４番16―102号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―228号
債務者　佐野　好宣
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部